

平成27年第4回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成27年7月29日(水)		
招集場所	天塩町役場 3階委員会室		
開閉日時 及び宣告	開 会	平成27年7月29日(木) 午前10時00分	
	議 長	会長 宍戸 栄一	
	閉 会	平成27年7月29日(木) 午前10時20分	
	議 長	会長 宍戸 栄一	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9名 欠席 2名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	谷 村 敏彦	○
	3	奥 山 稔	○
	4	佐 藤 博幸	●
	5	山 本 俊栄	○
	6	吉 田 謙司	○
	7	湯 澤 敏孝	●
	8	鎌 田 英樹	○
	9	安 川 和範	○
	10	黒 川 益毅	○
	11	宍 戸 栄一	○
議事録署名委員	議席番号	1番 満 保 豊 2番 谷 村 敏彦	
職務のため議場に出席 した者の職氏名	事務局長	鎌 田 剛	
	事務局長	橋 田 仁司	
	総務係長	井 上 剛	
	総務係主事	佐 藤 健人	

平成27年度第4回天塩町農業委員会総会

- 議長 ただ今の出席委員は8名であります。
定数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第4回天塩町農業委員会総会を開催します。
- 議長 これから本日の会議を開きます。
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、1番 満保 豊君、2番 谷村 敏彦君君を指名します。
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 全員 異議なし。
議長 異議なしと認めます。
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
- 議長 それでは議事に入りたいと思います。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。
事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。
所有権移転の案件につきまして総括表に基づき、ご説明申し上げます。2ページをご覧ください。
整理番号6-1についてであります、 氏ほか 名から 氏に所有権移転をするものです。条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。
位置につきましては、3ページから4ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。
- 議長 ただいま、事務局より説明のありました整理番号6-1の所有権移転について質疑を行います。
- 安川委員 これは今までも さんが使っていたの。
事務局 今まで賃貸借で行っていたものを、合意解約し所有権を移転するものです。

(奥山委員入室)

議 長
全 員
議 長
議 長
全 員
議 長

他にありませんか。

ありません。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議無し。

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第 2 号「農地パトロールの実施について」を議案と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 2 号「農地パトロールの実施について」ご説明申しあげます。

毎年実施しております、農地パトロールにつきまして、今年度は 9 月に実施する予定でございます。

今回は日程表をご覧になっていただければ、お分かりになると思いますが、中山間直接支払制度事務局、農業振興地域担当、税務部署の固定資産税担当と合同で、現地確認とともに巡回を実施したいと考えております。

案内文につきましては、6 ページに事務連絡ということで記載させて頂いております。日程表（予定）でございますが、7 ページに添付しておりますので、日程調整等につきましてよろしく願いいたします。

また、6 ページの案内文なのですが、中段に「また、農地パトロールにあたり、普段の活動で各地区において、農地が耕作放棄地になっている、または違反転用があるなど、気づいた農地が有りましたら、事務局までお知らせ下さい。」とありますが、本パトロールは、荒廃農地調査も兼ねていることから、普段の活動の中で各地区において荒廃農地など事案がありましたら、お知らせいただきたく、よろしく願いいたします

なお、荒廃農地が発生した場合におきましては、農業委員会において、荒廃農地区分の判定を行うこととされており、引き続き農地として使うのか、非農地として農地から除外するのかという判定を総会で審議する事になります。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地パトロールの実施について質疑を行います。

鎌田委員
事務局

パトロールは2台で移動するとあるが、2台で一緒に移動するのか。
はい。人数が多いものですから1台では乗れないので。今回、中山間地や農振担当、固定担当も一緒に回るものですから、2台で移動し、気になるとことは止まったりして、巡回することになります。

山本委員
事務局

耕作放棄地について、何年くらいという定義はあるのか。
耕作放棄地の定義としては、1年間なのですが、農業委員会で農地から外すとなりますと、何年も肥培管理されていなく、草地更新もされていないような畑で、原野や雑種地になります。
また国からも、農地台帳上の農地と、現況の農地が乖離しているというのがありまして、それを合わせて行くというのが、去年の農地法改正により示されておりまして、利用が困難な農地に関しては、非農地にする方針が出ております。
それに基づきまして、荒廃農地について、農業委員会で農地か非農地かを判定して、分けていきたいと考えています。
ただ、中山間地の兼ね合いもありますので、中山間地に入っていない農地などに対しまして、判定をしていきたいと思っております。

吉田委員
事務局

今の関連なのですが、放棄地があるというのは、疑問に思うのですが、国では農地バンクというのがあって、それで進めていると思うのですが。
耕作放棄地というのは、農家さんであれば適正に管理しているのですが、農業の方が亡くなって、相続で農家ではない人に相続された場合とか、そういった場合に、農業委員会の方であっせん等をしなかったケースがありまして、その農地が何年も放置された場合や、大雨などの災害により農地に適さなくなってしまった場合など、色々な理由はありますが、いずれにしても、原野等になってしまった土地を、農地として管理するのは、色々厳しいと思っておりますので、明らかに農地ではないところで、現況が農地になっているところは、農地判定していきたいと思っております。

山本委員
事務局

耕作放棄地は天塩町では、無いということになっていると思うが。
現在、耕作放棄地はありません。

山本委員
事務局

厳密に言ったら、あるような気もするが、農業委員会で回ってはいえるのだけど、普段の作業をしていると、違うじゃないかというところもある。そういったところは外すということか。
農地台帳の現況もずれていると思っておりますので、実際に農家さんが把握している農地と農地台帳の面積は違うことがあります。そういったものを現況に合わせていきたいと思っております。

谷村委員	今の関係で、農業委員会ですてあげるということではなくて、勧告などを出すということか。
議 長	本人に、今後どうするか含めて、聞く必要がある。
事務局	<p>農地非農地の判定をする際に、平成 26 年の法改正までは、所有者に対して、農地判定しますという文書を送って行っていました。平成 26 年の法改正で、そういった通知は不要になりました。ただ、本人がその農地をどう使うかというのは、大事だと思いますので、必要ないとはされていますが、農地判定する際は、所有者にお知らせして、農地として使うということであれば、それは農地判定から外していきたいと思います。ただ、行って下さいということであれば、非農地判定を行う事になります。</p> <p>また、農家以外で農地を持てるのは例外がありまして、先ほどお話しました相続による権利取得があります。これは農地法の許可が必要ありませんが、農家以外の方が、農地を取得してしまう場合があります。そういった場合は、本来であれば、農地法の届け出をしていただき、その際に、取得した農地について、どうするかというのは、あつせんも含めて、聞くことができるのですが、平成 21 年の農地法改正前においては、その届け出も必要ありませんでしたので、農業委員会で把握するのは難しい状況でした。その後、調査などをしていて、判明するということがあり、そのような土地が荒廃農地になってしまっているというのは、あると思います。</p>
谷村委員	中山間地の関係もあるので、GPS とかあるので、巡回する前に、そういったことを把握し、資料を揃えて行った方がいい。
事務局	<p>今ですと、中山間地の担当はタブレット端末で GPS を使って見ることができますので、そういったものを合わせまして、行っていきたいと思います。</p> <p>また、中山間地の対象地域というのは、適正に管理されていると思いますので、そういった地域以外の農地について見て行きたいと思います。</p>
議 長	他にありませんか。
全 員	ありません。
議 長	お諮りいたします。本案は原案のとおり実施することにご異議ありませんか。
全 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり実施いたします。
議 長	<p>以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。</p> <p>お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
全 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。

議 長

以上をもちまして、平成 27 年度第 4 回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成 27 年 7 月 29 日

署名委員

(1 番) 満 保 豊 ⑩

(2 番) 谷 村 敏 彦 ⑩